

水道事業に関する要望

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、上水道における老朽化した水道施設の再構築事業、水道広域化施設整備事業及び施設の耐震化等について、財政措置等の拡充を図ること。

また、海底導水管（鋼管フランジ形）更新事業について、老朽管更新事業の補助対象とすること。

2. 水道施設の災害復旧事業について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の対象事業とすること。

3. 簡易水道の統合促進事業については、地域の実情に応じた採択要件にするとともに、統合後の上水道について、健全経営が維持できるよう財政措置を拡充すること。

なお、簡易水道事業の上水道への統合については、画一的な対応を求めないこと。

4. 温泉排水処理機の技術開発等について、財政措置を講じること。

5. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。